



平成21年7月31日

各 位

株式会社コスモス薬品
代表取締役社長 宇野正晃
(コード番号:3349 東証一部)
問い合わせ先 専務取締役 小野幸弘
管理本部長
TEL 092 - 433 - 0660 (代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年7月31日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を、平成21年8月27日開催予定の第27期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)附則第6条第1項の定めにより、当社は株券電子化の施行日(平成21年1月5日)において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされております。そのため、現行定款第7条(株券の発行)および第8条第2項(单元未満株券の不発行)の規定は不要となりますので、これを削除するとともに、条数の繰上げその他の条文の整備を行うものであります。
- (2) 法令で定める監査役の員数が欠けた場合に備えて補欠監査役の選任を毎年行う不便さを避けるため、補欠監査役の選任の効力を4年とするものであります。(変更案第28条)

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成21年8月27日

定款変更の効力発生日 平成21年8月27日

以上

[別紙] 定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の発行) <u>第7条</u> <u>当社は、その株式に係る株券を発行する。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行) 第8条 <u>1. 当社の単元株式数は、100株とする。</u> <u>2. 当社は、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p>	<p>(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、100株とする。 (削 除)</p>
<p>第9条～第10条 (条文省略)</p>	<p>第8条～第9条 (現行どおり)</p>
<p>(株式取扱規程) 第11条 <u>当社の株券の種類、株主(実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ。)の氏名等株主名簿の記載事項の変更、単元未満株式の買取請求の取扱い、その他株式に関する手続き及び手数料は取締役会の定める株式取扱規程による。</u></p>	<p>(株式取扱規程) 第10条 <u>当社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規程による。</u></p>
<p>(基準日) 第12条 当社は、毎年5月31日の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p>	<p>(基準日) 第11条 当社は、毎年5月31日の株主名簿に記載された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p>
<p>第13条～第28条 (条文省略)</p>	<p>第12条～第27条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(補欠監査役の選任決議の有効期間) <u>第28条 補欠監査役の選任決議の有効期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>(剰余金の配当の基準日) 第34条 1. 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。 2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年11月30日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p>	<p>(剰余金の配当の基準日) 第34条 1. 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。 2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年11月30日の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p>

以上